

英国現代奴隷法に関する声明

本声明は、2015 年英国現代奴隷法(Modern Slavery Act 2015)第 54 条に基づき、株式会社セゾンテクノロジー（以下「当社」といいます。）の事業およびサプライチェーンにおける現代奴隷および人身取引のリスクを特定し、防止するための取り組みについて報告するものです。対象期間は 2025 年 4 月 1 日~2026 年 3 月 31 日です。

当社は、これが初めての開示となります。グローバル展開を目指す IT 企業として、事業活動およびサプライチェーンにおいて人権が尊重され、現代奴隷や人身取引が存在しないことを確保する責任があると認識しています。当社は、この重要な課題に真摯に取り組み、継続的な改善を通じて、より強固な管理体制を構築してまいります。

1. 組織について

会社概要

社名：株式会社セゾンテクノロジー

本社所在地：東京都港区赤坂一丁目 8-1

従業員数：696 名(2026 年 3 月 31 日現在)

事業内容：HULFT 事業、データプラットフォーム事業、システム受託事業

当社は、エンタープライズ向けデータ連携ビジネスの提供および、金融機関、製造業、通信事業者、公共機関など幅広い業種のお客様のシステム設計・開発・保守を支援しています。

2. サプライチェーンの概要

当社のサプライチェーンは、主にソフトウェア開発およびシステム構築に関連するものであり、製造業のような物理的な製品の調達は限定的です。

主要な調達カテゴリー

技術サービス(開発業務委託、システム運用・保守)

IT ハードウェア・機器(サーバー、PC、周辺機器等)

ソフトウェアライセンス(開発ツール、データベース等)、クラウドサービス

サプライヤーの主な所在地域

日本(主に開発業務委託先、ハードウェアベンダー)

北米・欧州(ソフトウェアベンダー、クラウドサービスプロバイダー)

アジア太平洋地域(開発業務委託先)

3. 現代奴隷防止に関する方針

当社は、あらゆる形態の現代奴隷、強制労働、人身取引を容認しません。すべての人々の尊厳と権利を尊重し、事業活動およびサプライチェーンにおいて、これらの行為が存在しないことを確保するよう努めます。

当社は、人権に関する国際規範を支持するとともに関連法令を遵守し、それらの規範に沿った事業運営を目指しています。

関連方針

人権方針：あらゆる差別や人権侵害、ハラスメントを含む就業環境を害する行為を行わないこと、また人権尊重の責任を果たすことを明示

持続可能な調達方針：サプライヤーと信頼ある協力関係を確立し、人権の尊重を含め、社会的・環境的・経済的な側面を十分に配慮した調達に向けて共に取り組むことを明示

4. 2025 年度に実施した取り組み

(1) リスク評価の実施

2025 年度、当社は初めての人権デュー・ディリジェンスを実施しました。法務省『ビジネスと人権』の人権リスク 26 類型に沿った自社従業員及びサプライヤー向けアンケート・ヒアリングを通じて、以下のリスク領域を特定しました。

特定されたリスク

- ・ ハラスメント/差別
- ・ 過剰な労働時間
- ・ 労働安全衛生

強制労働および児童労働などの現代奴隷に直接関連するリスクについて、事象自体の深刻度は高いものの発生可能性は相対的に低いと評価しています。一方、ハラスメント/差別、過剰な労働時間、労働安全衛生に関わるリスクに注意が必要であると認識しています。リスク評価は毎年 2 月に実施し、情報更新を行います。

(2) サプライチェーンマネジメント

サプライヤー選定における考慮事項

- ・ 主要サプライヤー(82 社)に対し、当社の持続可能な調達方針を周知し合意形成
- ・ 新規サプライヤー選定時に、反社チェックおよび信用調査を実施し、社会的な行動規範への遵守状況を確認

サプライヤーの定期的な評価

- ・法務省『ビジネスと人権』の人権リスク 26 類型（強制労働、児童労働を含む）に沿って、サプライヤー向けアンケートを実施
 - ・主要な開発委託先との会議において、労働環境や人権に関する情報交換を実施
- サプライヤーの違反に対する是正措置
- ・サプライヤーの違反行為発覚時、契約解除条項に基づき、是正の催告を行い、是正されたのち、是正内容の報告および再発防止に関する表明保証を提出させます。相当期間内には是正がされない場合、契約解除を含めた対応を取ります。

(3) 社内体制の整備

責任体制

統括責任：取締役 執行役員 経営管理本部長 吉原 淳

実務推進：経営管理本部

モニタリング：ビジネスプロセスマネジメント部

プロセスの構築：

以下のプロセスを運用しています

- ・新規サプライヤー評価プロセス: 反社チェックおよび信用調査を実施し、社会的な行動規範への遵守状況を確認
- ・モニタリングプロセス：主要サプライヤーに対し、当社の持続可能な調達方針を周知し、合意形成および社会的な行動規範への遵守状況を確認

内部監査：監査室

上記の実務推進およびモニタリングプロセスについて、監査室が業務監査の際に定期的に点検

(4) 社員教育

2025 年度に以下の社内研修を実施しました。

- ・全社員向け e ラーニング：672 名(96%)が受講。主な内容はビジネスと人権の関わりや、AI 技術と人権問題の関わり

(5) 通報・相談窓口

当社は、社内通報窓口および独立した第三者機関による社外通報窓口を設置しています。通報は電話、メール、ウェブフォームから可能です。

通報制度は、現代奴隷、強制労働、人身取引を含む人権侵害に関する懸念を報告できるよう設計されており、通報者の匿名性保護、不利益取扱いの禁止、守秘義務の徹底、適切な調査プロセスを確保しています。2025 年度は、現代奴隷に直接関連する通報はありませんでした。

5. 人権リスクに関わる主要指標

当社は、以下の主要指標を設定し、取り組みを継続することで人権リスクの低減を図ります。

- ・全社員の研修受講率：95%以上
- ・主要サプライヤーの方針同意率：100%
- ・現代奴隷関連通報件数：0 件

6. 今後の取り組み計画

当社は、現代奴隷および人身取引のリスクに対する取り組みを継続的に改善してまいります。

(1) 短期的な取り組み(2026 年度)

全社員を対象とした人権研修の定期実施
新入社員研修への人権教育の組み込み
サプライヤー向けアンケート調査による労働環境の可視化

(2) 中長期的な方向性

KPI 設定と効果測定の仕組み構築(サプライヤーアンケート回答率等)
サプライヤー評価・選定プロセスの運用
サプライヤーへの当社取り組みの周知
ステークホルダーとの対話強化
年次での人権デュー・ディリジェンスの実施

本声明は、2015 年英国現代奴隷法第 54 条に基づき、当社の取締役会によって承認されました。当社は、今後も定期的に本声明を見直し、取り組みの進捗状況を報告してまいります。

株式会社セゾンテクノロジー
代表取締役
葉山 誠

承認日:2026 年 9 月 15 日